

監査報告書

令和元年 5 月 22 日

学校法人清光学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 清光学園

監事 本 塚 雅 英 ㊟

監事 深 津 茂 樹 ㊟

私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人清光学園寄附行為第 15 条の規定に基づき、学校法人清光学園の平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）における業務並びに財産の状況の監査を行いました。

その結果、下記のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

- (1) 業務についての監査は、理事会及び評議員会に出席したほか、理事等から業務の執行の報告を聴取し、かつ、関係書類の閲覧など必要と認められる方法を実施して、業務の妥当性を検討いたしました。
- (2) 財産状況についての監査は、会計監査人である公認会計士から監査の報告及び説明を受け、かつ、必要と認められる方法を実施して計算書類の正確性を検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財産状況を示しているものと認めます。
- (2) 学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 近年、事業活動収支における損失が継続しており、早急に経営を立て直すことが必要であることは、毎年指摘しているとおりで、このまま事業活動収支の赤字が継続すれば、学校校舎や教育設備の維持更新に支障をきたし、教育活動の継続が困難になる恐れが高まってきます。

学校法人の目的は、優れた教育を提供することにより、有為な人材を育成することにあります。その教育活動を継続して行うには、財務内容を健全な状態に維持し、安定した経営基盤を確保することが重要となります。

経営における責任を明確にするとともに、今一度、学校法人設立の趣旨に立ち返り、学生生徒に対して優良な教育活動を継続していくには何が必要かを考え、見つけられた問題点については、責任をもって確実に改善していく実行力が求められていると考えます。

以上